

「脱炭素化支援施策調査検討委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「脱炭素化支援施策調査検討委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は、次の全ての項目を満たす者とする。

「令和5、6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）」に登録されている事業者のうち、次の条件に該当する者。

- (1) 営業種目において「320 各種調査企画」（細目「A 市場・世論調査」及び、「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」）を2位以上に登録している者。
- (2) 自治体における各種調査、分析に係る実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（令和3年4月1日）」の規定による停止措置を受けていないこと。

(事業期間)

第4条 事業期間は契約締結日から令和8年1月30日（金）までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第7条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
 - ア 業務目的の理解度
 - イ 受託に必要な基本的知識
 - ウ 提案内容及び行程（スケジュール等）の実現性
 - エ データ収集・分析能力
 - オ 効果的な施策の提案能力
 - カ 情報管理
- (2) 実施体制
 - ア 担当者の構成・人数など
 - イ 類似業務の受託実績
- (3) その他
 - ア 企業としての取組に関する加点
 - (ア) ワークライフバランスに関する取組
 - (イ) 障害者雇用に関する取組
 - (ウ) 健康経営に関する取組
 - (エ) 地域貢献活動に関する取組
 - (オ) 脱炭素化に関する取組
 - イ 市内中小企業加点
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第10条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) ヒアリング
 - (4) プロポーザルの評価結果の報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 経済局企画調整課長
- 副委員長 経済局イノベーション推進課長
- 委員 経済局中小企業振興課長
経済局ものづくり支援課長
脱炭素GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課担当係長
脱炭素GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課担当係長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の10分の6以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
- 6 評価結果において、同点の場合が生じたときは、第9条第1項第1号「イ 受託に必要な基本的知識」、「エ データ収集・分析能力」及び「オ 効果的な施策の提案能力」の評価委員の採点の合計点数によって決する。
- 7 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第11条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年3月19日から施行する。